

雇児総発第 0329 第 5 号
平成 29 年 3 月 29 日

各都道府県・指定都市・中核市
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

（公印省略）

児童委員、主任児童委員の活動の推進について

児童委員、主任児童委員の活動については、かねてより、平成16年11月8日付け雇児発第110800号1雇用均等・児童家庭局長通知「児童委員の活動要領の改正について」（以下「平成16年通知」という。）、平成13年11月30日付け雇児発第762号・社援発第2115号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「主任児童委員の選任について」等でお示ししているところである。

今般、別添1のとおり、地方分権改革に係る「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）において、児童委員・民生委員の職務について、運用の工夫により地域の実情に応じて児童福祉に関する事案に重点的に取り組むことが可能であること、主任児童委員等の制度の活用方法について、地方公共団体に通知することとされていること等を受け、下記のとおり通知するので、その周知方につき格段のご配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

記

- 1 児童委員は、民生委員との兼任のもと、担当する区域について、民生委員としての職務に加え、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第17条により規定された職務を行っているところである。これについては、民生委員又は児童委員の職務のいずれかに重点を置く形で活動を行うことは運用上禁止されていないほか、地域における各委員の負担が平準になるように努めつつ、児童委員に委嘱された者の中で、児童福祉関係や教員等の経験を有する者や、児童等の関係する問題に積極的に

取り組みたい者等が、自らが担当する区域以外の区域において、その区域を担当する児童委員や主任児童委員と連携して児童委員としての職務の一部を行うことも、運用上可能であり、児童委員の積極的な活用を検討する際の参考にされたいこと。

- 2 主任児童委員は、平成16年通知第三において、「児童福祉に関する事項を専門的に担当するもの」としての活動を実施することに伴い、民生委員としての活動のうち、行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、自らは個別世帯に対する援助・協力等を行わないことを原則とされているほか、児童委員としても、原則として区域を直接担当しない取扱いである旨をお示ししている。これについては、主任児童委員が、区域を担当することを禁じる趣旨ではなく、児童委員と連携しながら、主任児童委員として児童の問題に関し一定の区域を担当し、各種の事案に対応することも可能であり、主任児童委員を活用した児童の問題に機動的に対応する体制を検討する際の参考にされたいこと。
- 3 それぞれの児童委員、主任児童委員が、委員としての活動を円滑に行えるようにするため、各自治体において、児童委員、主任児童委員に対する研修の機会を十分に行い、特に今般の改選により新たに児童委員、主任児童委員に委嘱された者の資質の向上に努めること。
- 4 別添2に、児童委員、主任児童委員の活動事例を添付したので、参考にしながら、地域において児童委員、主任児童委員の活動の一層の充実に努めること。

(本件連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室
企画調整係 小林、青木、河合、蓋盛
育成環境係 松村

TEL 03-5253-1111 内 7904、7908、7944

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

平成 28 年 12 月 20 日閣議決定

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

（4）児童福祉法（昭 22 法 164）

- （i）民生委員・児童委員の職務（民生委員法（昭和 23 法 198）14 条及び児童福祉法 17 条 1 項）については、運用の工夫により地域の実情に応じて児童福祉に関する事案に重点的に取り組むことも可能であること、主任児童委員（児童福祉法 17 条 2 項）等の制度の活用方法等を、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。また、児童委員・主任児童委員制度の活用にあたって、参考とすべき特徴的な取組を行う地方公共団体の事例について、適時適切に地方公共団体に周知する。

児童委員、主任児童委員の活動に関する取組の例

※ 次頁以降の事例は、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「協議会」という。）から発行されている「児童委員活動の手引き 41 集「子どもや子育て家庭への切れ目ない支援を進めるために」中の「Ⅲ 事例編」において、「地域住民や関係機関と連携し、虐待の予防や早期対応につながった事例など、それぞれの段階に応じた民児協の取り組み」として紹介されているものです。

なお、厚生労働省としては、引き続き、児童委員、主任児童委員の活動に関する好事例を把握し、主管課長会議等で周知したいと考えておりますので、それぞれの地域での特色ある取組等、積極的にお知らせ下さいようお願い致します。